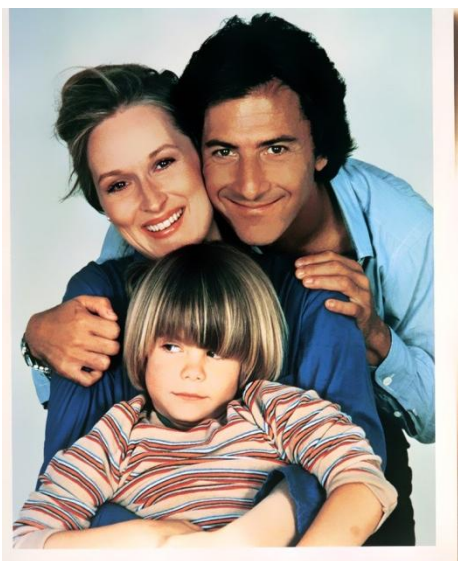


# シネマモード名画祭

伝説の名作映画が今、大スクリーンによみがえる！



**Kramer vs. Kramer**

## クレイマー・クレイマー (アメリカ・1979年)

監督 : ロバート・ベントン  
出演 : ダスティン・ホフマン、メリル・ストリープ  
期間 : 5月26日(土)～6月1日(金)  
場所 : 福山駅前シネマモード 福山市伏見町4-33

仕事一筋の男とその家族を通して、離婚や子供の養育権といったテーマを絡めつつ家族愛のあり方を描く、ハートフルな人間ドラマ。

第52回アカデミー賞 5部門受賞

[作品賞] [監督賞] [脚色賞] [主演男優賞] [助演女優賞]

シネマモード映画 今後の作品

6月2日(土)～6月8日(金) **追憶**

6月9日(土)～6月15日(金) **スタンド・バイミー**

## 共同親権と単独親権

この映画が作られた1979年のアメリカでは、離婚後に子供を監護する権利は父母のどちらか一人が持つという、単独親権制度でした。そのため、映画の中で裁判に負けた父・テッド(ダスティン・ホフマン)は息子・ビリーの親権を母・ジョアンナ(メリルス・ストリープ)に奪われてしまいます。父・テッドには2週間に一度の週末訪問権というかたちで、息子・ビリーとの交流を保つことのみが保障されることも映画で触れています。その後、アメリカでは市民運動を経て共同親権制度となりました。現在では[夫婦の離婚]と[親子の関係]はそれぞれの法律が整備されており、「子の最善の利益」に反しないことを軸に、離婚後も父親・母親それぞれが親としての責任を果たし愛情を注ぐことが文化としても定着しています。

日本では現在でも単独親権制度をとっており、離婚に伴い一方の親は親権を失ってしまいます。子どもの権利や親子の繋がりを守る法律が整備されていないため、映画に出てくるアメリカの訪問権なども無く、離婚や別居を期に離れて暮らす親と子どもが会えない、裁判を経ても十分に解決できない状態が続いています。更には養育費未払いからくる貧困率、子どもが意図せずとも祖父母や地域との関係性を一方的に断絶されることが問題視されながらも、繰り返されています。

私たちは、婚姻制度の法的な安定化と、子どもを中心とした人権意識の向上を目指して草の根運動をしている市民グループです。映画「クレイマー・クレイマー」を鑑賞して、あなたの周りの現実と未来を少し想像してみてください。

## 子どもに会いたい親の交流会

日時 : 2018年6月9日(土) 14時～16時

※ 3,6,9,12月に定期的開催

場所 : エフピコRiM 7階

問合せ先 : 090-4653-2825 佐野

